

熊本県産あさりを守り育てる条例及び施行規則に係る Q&A

【熊本県産あさりの販売に係る書面の備付け等】

Q1 規則第24条第1項及び第25条第1項で定める書面とはどのようなものか。

(答) 規則で規定している項目【入出荷に係る日付、原産地、品名、数量、入出荷（取引）の相手方の氏名（名称）】（書面保存5項目）が記載されており、取引の当事者間で内容についての合意がなされているものであれば、入荷伝票や出荷伝票で構いません。なお、伝票に項目がすべて網羅されていなければ、他の書面を保存し、項目すべてが確認できるようにしておく必要があります。

また、書面については、当該書面に係るあさりを出荷・販売した日の翌日から起算して3年間保存する必要があります。

※一つの書類で全ての項目が確認できない場合は、複数の書面で可

(対象者と備え付ける書面例)

対象者		書面例
漁業者	漁協・漁連等の共同販売に参加する場合	<ul style="list-style-type: none"> ■採捕した年月日、海域及び数量が確認できるもの（漁協発行の仕切伝票等） ■出荷したことを証する書面（書面保存5項目）（出荷伝票、納品書等） <u>（漁協で保管された商品受取票等で確認できるものでも可）</u>
	魚市場へ出荷や魚屋等へ販売する場合	<ul style="list-style-type: none"> ■採捕した年月日、海域及び数量が確認できるもの ■出荷したことを証する書面（書面保存5項目）（出荷伝票、納品書等） （魚市場の入荷仕切伝票や魚屋の商品受取票等で確認できるもので可）
	消費者へ販売する場合	<ul style="list-style-type: none"> ■採捕した年月日、海域及び数量が確認できるもの

※漁協が発行した仕切伝票がない場合は、採捕者自身で採捕した年月日、海域及び数量が確認できる記録を残しておく必要があります。

対象者		書面例
養殖事業者	漁協・漁連等の共同販売に参加する場合	■出荷したことを証する書面（書面保存5項目）（出荷伝票、納品書等） （漁協で保管された商品受取票等で確認できるものでも可）
	魚市場へ出荷や魚屋等へ販売する場合	■出荷したことを証する書面（書面保存5項目）（出荷伝票、納品書等） （魚市場の入荷仕切伝票や魚屋の商品受取票等で確認できるもので可）
	所有権が移転する取引の場合	■出荷したことを証する書面（書面保存5項目）（出荷伝票、納品書等）

対象者		書面例
漁協	所有権が移転する取引の場合	■出荷したことを証する書面（書面保存5項目）（出荷伝票、納品書等）

対象者		書面例
卸売業者 仲卸業者	所有権が移転する取引の場合	■入荷したことを証する書面（書面保存5項目）（入荷伝票、納品書等）
		■出荷したことを証する書面（書面保存5項目）（出荷伝票、納品書等）

対象者		書面例
小売店 （直売も含む）	消費者へ販売する場合	■入荷したことを証する書面（書面保存5項目）（入荷伝票、納品書等）

Q2 規則第25条に定める養殖の記録とはどのようなものか。

(答) 国外から輸入した稚貝のあさりや国内の稚貝のあさを区画漁業権(漁業法第60条第2項に規定するもの)に基づいて、1年半以上養殖を行ったものは、養殖した産地名を原産地として表示することとなります。

その場合は、原産地表示が間違いでないことの根拠を示す書類として、稚貝のあさりの輸入等や養殖に係る根拠書類を保存する必要があります。

また、養殖の記録については、当該記録に係るあさりを出荷・販売した日の翌日から起算して3年間保存する必要があります。

(備え付ける書面例)

①輸入した稚貝のあさを養殖する場合

書面の種別	書面例
輸入した稚貝のあさに係る根拠書面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸入したあさりの通関に関する書類(輸入許可通知書、産地証明書(CERTIFICATE OF ORIGIN)、その他通関に関する書類)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸入した稚貝のあさを小分けする場合、実際に漁場に導入されたあさと通関証明書を突合できる書類(ロット単位で番号管理することとし、小分けしても小分け後のあさに番号を付与する等の対応が必要となります。)
養殖に係る根拠書面	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区画漁業権の免許を受けた区域における漁場の利用状況が確認できる書類(漁場図、小間図、小間の番号、面積がわかるもの等)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 稚貝のあさりの搬入・搬出明細書(税関提出書類:小間別の搬入・搬出の記録)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小間毎の漁場へのあさりの導入日、導入数量の記録
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小間毎の漁場からのあさりの収穫日、収穫数量の記録
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 区画漁業権の登録済証(区画漁業権の免許を漁協等が受けている場合には、育成をする者が当該区画漁業権を行使できる者か別途確認する必要があります。)

※その他、必要に応じて備えるべき書面例

輸入した稚貝のあさりに係る根拠書面	【船会社が発行】 ■船荷証券 (B/L:Bill of Lading) ORIGINAL
	【輸入事業者が発行】 ■パッキングリスト ■仕入れ関係書類 (契約書、請求書等) ※輸入事業者と購入者との取引記録

輸入した稚貝のあさりの蓄養に係る根拠書面	【蓄養業者が作成】 ■蓄養業者との契約書類・請求書等 ■他所蔵置貨物搬入計画書 ■搬入搬出明細書
	【税関が発行】 ■保税運送承認通知書

養殖に係る根拠書面	【運送業者が作成】 ■蓄養場から養殖場への運送関係書類 (請求書等) ■販売に係る運送関係書類
	【事業者が作成】 ■養殖に係る作業員名簿、日報等

②国内の稚貝のあさを養殖する場合

書面の種別	書面例
国内の稚貝のあさりに係る根拠書面	■国内における稚貝あさりの採捕者 (漁協) 名及び採捕者別の採捕履歴 (採捕した年月日及びその数量)
	■稚貝のあさりに係る入荷伝票 (稚貝のあさりを入荷した年月日、入荷元、入荷量及び売買取引伝票)
養殖に係る根拠書面	①と同様。

Q 3 入荷伝票や、入荷伝票は電子データで保存しているが、紙で保存する必要があるのか。

(答) 前問の情報が電子データで保存されている場合は、紙で保存する必要はありません。

Q 4 入荷に関する書面や出荷に関する書面の保存場所に決まりはあるのか。

(答) 県からの書面提出の求めに対し、速やかに提出できる場所であれば保存する場所に決まりはありません。

【例】

- 本社で一括入荷し、各店舗に配送している場合
 (本社) 入荷に関する書面の保存
 (各店舗) 条例及び規則で保存が義務化される書面は無し。

Q 5 条例第18条及び19条に規定してある、書面の提出とはいつ、どのような形で提出する必要があるのか。

(答) 書面の提出は、本条例の施行に際し、知事が必要と認めた場合に県からの求めに応じて提出していただくこととなります。

提出方法については、保存されている形式(紙媒体、電子データ)で提出されれば構いません。ただし、電子データの場合は、データが確認できる形で提出いただく必要があります。(暗号化されたデータや確認が取れない書面等は不可)